

令和元年鞍手町議会第5回臨時会会議録（第1号）						
令和元年8月26日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年8月26日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年8月26日 午後2時40分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第5回鞍手町議会臨時会議事日程

8月26日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第44号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 閉会中の継続事件

令和元年8月26日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和元年第5回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において5番議員 新谷留晴君及び6番議員 篠原哲哉君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第44号の1件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第44号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算第2号につきまして提案説明を申し上げます。

本補正予算は、平成29年12月に策定した鞍手町庁舎等建設基本計画について、策定後1年8ヶ月が経過しており、今後スケジュール等の内容修正の検討協議を進めていくうえにあたって視覚的判断材料が必要であることから、平面図及び鳥瞰図等の補助資料の作成を主業務とする土地利用計画検討業務委託料を計上するものです。

庁舎等建設に関しては、徳島前町長在任中の平成29年12月に現基本計画が策定され、その後平成30年1月臨時議会及び同年3月定例議会で設計関係費用を主とした庁舎等建設関係予算が提案されましたが否決となり、昨年7月に発覚した官製談合防止法違反等の事件の影響もあり、ストップした状態となっていました。

その後、私が町長に就任してから、現基本計画の住民説明会を町内3箇所で開催するとともに、住民の生の声を聴取すべく、まちづくり懇談会に関する予算を提案するなどいたしました。残念ながら予算化はされませんでした。これまで、喫緊の課題である庁舎等建設をどう進めていくのか、私なりに模索し思案してまいりました。

一方で、財源の一部として見込んでいる市町村役場機能緊急保全事業債の適用を受けるためには、令和2年度末までに実施設計に着手しておかなければならず、設計関係予算を上程する期限が令和2年1月までと迫る中で、建設地については現基本計画のとおり、文化体育

総合施設内北側用地に建設することを決心したところでありますが、町民プールの老朽化による漏水及び中央公民館の下水道接続により、プール及び蒸発散浄化施設を廃止する予定であることから、これらの跡地を新たにゾーニングに加えることができるようになったこと、また、昨今の建設資材や人件費の上昇により建設事業費の増数が見込まれることから、過疎債の適用が見込めない現状の中で、スケジュールだけでなく財源についても本当に実現可能な基本計画として修正する必要があると判断しているところです。

今後については、設計関係予算を上程する期限までに、行政と議会がお互いに協議検討を重ねた上で基本計画の改訂版を策定する必要がある、そのためには、現基本計画案、又は修正案を平面図や鳥瞰図により視覚的に表現した案をもって検討していくことが重要であると考え、当該イメージパース等の補助資料作成を主業務とする土地利用計画検討業務委託料を計上するものであります。

これらの要因により、今回の補正第2号おきまして不足する財源198万円を財政調整基金から繰入、歳入歳出を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ198万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ79億5,603万5,000円としました。

以上が、日程第3 議案第44号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の提案説明によって現基本計画どおり建設予定地を文化体育総合施設内北側に庁舎を建てるということを決心されたようですけれども、これまで町長は繰り返し現基本計画どおりの予定地に決まった後にはアンケート調査をしていないですね。その前にアンケート調査をされています。

その後いろいろな意見を聞いたところ、その意見は全てあの場所ではだめだというような意見ばかりでしたということ町長はずっと。だからまちづくり懇談会等で町民の意見を聴いて決めて行こうというふうにこれまでずっと説明されてきたわけですが、それが今回基本計画どおりにするという事は、そういったあの場所ではだめだと言われてきた町民の声、そしてそれに対する答えというか、それは今後どうしていくつもりなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま議員がご指摘のとおり私は当初議員がご指摘されたように考えておりました。そしてまた、まちづくり委員会、まちづくり懇談会ということで3月、6月に約21万と20万の

予算を計上させていただきましたが、残念ながら議会の同意が得られませんでした。そういったことから、町民に直接話の機会を失ってしまいましたが、役場庁舎は私の喫緊の課題として、これは必ず作らないといけないというふうにも考えております。

そうした中で、先程の提案説明の中で申し上げましたように、市町村役場機能緊急保全事業債という、役場庁舎を建てる上では非常に有利な起債ができるということもありまして、今の役場の財政状況を考えればこれを逃して役場を建てるということはなかなか考えづらい状況にあります。

そうした中で、私の思いは思いとしてありましたし、住民の皆さんにとってもそれぞれの考えはあると思います。しかしながら役場を今の庁舎のままで良いというわけにはいきません。というのも、やはり耐震化ができていない中で万が一にも地震が起こった際に、この役場で緊急のそういった状況に対応できないというのは、これは町民の皆さんにとっては一番行政としてあるまじきことだろうというふうに考えています。

そうした中で、やはり住民の皆さんにはいろいろな思いもあると思いますが、この32年度末までに実施設計を着手しないと、先程言いました緊急保全事業債が受けられないということもありまして、私は現基本計画にある文化体育総合施設北側用地に役場庁舎を持って来ようというふうに決心をしました。それを住民の皆さんには事前の策ということになるかも知れませんが、先程言いましたような説明をさせていただいて、ご納得をいただくように最大限努力して行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

以前も有利な過疎債は今となつては完全に間に合いませんけれども、それを間に合わせるためにも昨年の1月、3月に実施設計をとというような話もあったのですが、ただ、町長は決心したのだったらその場所がいいと思ってやっていかないと、「もやもや」とした心の中で町民の反対の声が何人もあったのにと悩みながら進めて行ったのでは決して良いものは作れないというふうにも思いますので、そこは本当に町長が町民の代表ですから、そこで決心したのだったら強力にリーダーシップを発揮して進めて行くというふうに気概を持ってやっていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

本当に私にとって応援しているご質問だというふうに捉えています。

私は先程言いましたように決心をしました。決心をしたからには、これを成し遂げたいというふうにも思っていますし、「もやもや」したものは一切なく何とか住民にとって住民の理解が得られるような素晴らしい庁舎を作って行きたいというふうに考えておりますので、是非ともご理解をいただきたいと、そして、また議員の皆様にもご支援をいただきたいという

ふうに思っています。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

栗田美和君。

○9番 栗田 美和君

町長の気持ちは十分一番前で聴いていますので分かるのですが、まずは、この前貰っているベースがありますね。その分をベースとして作るのでしょうか。私が言いたいのは、小竹とか宮若も今度新しいのを作っています。あのような財源豊かなところであっても、小竹は別として、そんなに大きな金額ではないのです。金額は、はっきりまだ聞いていませんが、どれ位になるかというのは、私が聞いているのは34～5億円という話も噂として聞くのですが、そういう大きなのが果たして必要なのか、確かにオリンピックとかいろいろな形で人件費、材料等が値上がりしているから引きずられていってしまっただけのこのくらいになりますよという気持ちは分からないでもないけれども、我々としてはこれから人口が1万を切るような、今は1万6,000を切っていますが、そういう中で一気にここ10年、20年後になったらぐっと減って来るわけです。

今回は過疎債とかそういうものも引っ掛からないということで国からの条件が厳しくなると聞いていますので、そうなった場合、残された者がこれから増えることはない、鞍手町の人たちが当然ながら肩に背負っていかないといけないわけです。その分に十分対応できるようなコンパクトで機能を持ったものを作らないと意味がないと思います。AIも含め、職員の数も減らさないといけないだろうし、そういうところを含めたところでできるだけコンパクト、負担の少ない、これから先の人達にとって、そういうものを目指していただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

冒頭、宮若の庁舎、小竹の庁舎というようなお話がありました。近隣でも嘉麻市もそうですし飯塚市もそうです。こういったところが今庁舎建替え、飯塚市は庁舎は終わりましたし、嘉麻市もいま建設中であります。小竹を除いて近隣のところは財源的には合併をした市でもありますので、合併特例債という非常に有利な起債ができるようになっておまして、そういった意味から財源的にはかなり小竹と鞍手町が建設する際には中身が多少違って来るというふうに思っています。

そしてまた逆にそういったものがないからこそ、いま議員がご指摘されましたように、やはりなるべく無駄を無くすように皆さんと知恵を出しながら、また今回予算を計上させていただいていますように、プロの方達の意見も参考にさせていただきながら、本当の意味で住民の方達にご納得いただけるような庁舎を建設して行きたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

まず、やっとの思いで重い腰を上げ決心をしていただいたということでございますが、3月の一般質問の折にも指摘をしておりましたとおり墓地の移転先の工事等について、これでやっとな法的根拠が則ったと、法的根拠に則ってその工事が行われているというような形になって来るのかなというふうに思います。

そこで、この議案と多少かけ離れていますが、現時点の墓地の移転先の工事、これが現在進んでいると思いますので、その進捗状況について現状を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

小牧墓所の移転の進捗状況についてお答えします。

小牧墓所移転につきましては、先行して納骨堂や他の墓所への改装はすでに完了しています。また8月3日に移転先の区枠割りも決定いたしまして8月20日の日には補償契約の手続きに関する住民説明会を行ったところでございます。

工事としましては、8月末に移転造成工事が完了いたしますので、9月以降から年内を目処に墓所の移転をしていただくような形になっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

墓地の移転先についての工事ということにつきましては順調に進んでいるというふうな判断で今後、現基本計画に則った予定地が建設予定地になるという理解でいいのかなというふうに思います。

今回の提案理由の説明の中でもありましたが、現計画、現基本計画ができて、元町長の事件等々によってこの庁舎建設についてはある程度ストップしていた状態であるといった発言がございました。この件につきましては、建設検討委員会並びに全協等で業者選定方法、設計に関する選定方法が急遽変わったことによって議会がそれに対して反発をしたと。

しかしながら、基本計画の内容等については議会は受け入れているといったことは岡崎町長もご理解していただいているというふうに思いますが、そこで、今回の提案理由の説明の中に建設検討委員会の中でもう一度スケジュールの見直しとか、財源の見直しといったものを行ってもらおうといった発言がございません。ただ、その代わりに行政と議会が互いに協議を重ねた上でという発言がございます。

議会は行政から提案された案件、議案等についてその是非を協議して行く場というふうに私は考えておりますが、この行政と議会がどのように協議を重ねるのか、この件についてお伺いをしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現計画につきましては、先程提案理由で説明したとおりでございまして、スケジュールにつきましても、また財源につきましても、また事業費の増数につきましても、どうしても修正が必要になって来るということです。それで検討委員会でもう一度諮問をさせていただいてご検討をお願いしようかなということも考えました。しかしながら検討委員会の方達のメンバーも充て職等の方達が変わっているということもあります。そしてまた期間も非常に迫っている。先程言いましたような有利な起債をする期間も非常に迫っているということもありました。また、庁舎建設と非常に大きな事業でもありますし、また、一度答申をいただいているということもありました。そういったことから、やはり庁舎を建設するに当たっては行政と議会がいろいろな考えをお持ちであるということから協議を重ねて、最終的な結論を導いていくというふうなことが、町民に対するある種責任でもあるかなというふうにも思っています。

そういった中で、こちらの方としても提案もさせていただきたいというふうに思いますし、その提案が全て決まったものを提案するというのではなくて、先程も言いましたように議員の皆さんにもその提案に対してのいろいろなご意見をいただき、新たな提案に対しても修正を加えていくというようなことも必要であればして行きたいというようなことから、ご協議をお願いしたいということで提案説明をしております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

出来上がったものを議会に提出するのではなく、何らかの考えの状態のものを提案していく、それに対して議会として、または議員として意見を出すことができるというそういった場を設けるということですか。どういった形の場合なのかよく分からないのですが、臨時議会になるのか、何かそういったもので協議をしながら議会として何らかの結論が出た場合は、それを十二分に考慮するというふうな理解でいいのだらうと思いますので、そのような形で理解をさせていただきます。

もう一つ質問しますので私の理解が違ければその時に答弁としてご回答いただきたいと思います。

スケジュールや財源を見直すということで現基本計画がそのまま生きているものだという事で今回より見やすい鳥瞰図を作るのだらうというふうな形で思っておりましたけれども、提案理由の説明の中に現基本計画案又は修正案を平面図及び鳥瞰図にするという発言がございまして。ということは、修正案があるのですか。この修正案というのは何ですか。

職員がボトムアップで作成したものなのか、どこでどういう協議を行って作ったものなのか、本部会議か何かやって内部で全員が納得してできたものか、町長がトップダウンでただただ押しつけたものなのか、言葉は失礼とは思いますが、そういったものが既にある、だか

ら比較対象とするために現計画案と修正案の鳥瞰図を作るというふうには聞き取れない。そして、しかしながら行政と議会が協議をして議会の意見を尊重するというような形になって非常に矛盾を感じるのですが、それはこの説明内容というのがどういったものなのか具体的に教えていただけますか。

この計画がやっと前に進み出した、そのことについては非常に歓迎をしておるところです。従って現基本計画のスケジュールと財源を見直して前に進んで行くという考えであれば尚更結構なのですが、ここにその修正案というものが入っている以上、この件について確認をとらざるを得ない。具体的をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現計画につきましては、基本計画の中にありますように約36億円を事業費として見積っております。しかしながら、先程の提案説明の中で資材等の高騰、また人件費等の高騰で、内部で事業費について見積りました。そうしたところ、41億6,000万円ほどが現計画のとおりに庁舎等建設するということになりますと事業費が高騰するというような見込みがあります。そういったことで、先程議員の指摘もありましたように他市町の庁舎の建設費用等の比較、またいかに後生にそういった付けを回さないようにして行くかということもあります。

特に鞍手町の財政状況、体力等を考えて見てもやはりそういったところを修正して行く必要があるだろうということから、計画についても先程も言いましたように今回の予算の中で実際プロの方にもいろいろと計画を修正していただきたいというようなことを考えております。

そういったことで2案程度どういったものになるかは分かりませんが、いまここでそういったものが、はっきりしたものがあるというわけではありません。今後そういった議員の皆さんにご提案できるようにして行きたいというふうにも考えております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、この提案理由の説明の中にある修正案というものは具体的にいまあるのかないのか。イメージ的なものが何となく漠然とある、そういったレベルなのか、上の方ではプールがどうのこうのと書かれていますが、そういったものまで全部含めたところで現基本計画案の中の絵、建てようとしている予定の形、これと一切合切違う形のものがイメージとしてあるのかないのか、そういったもの等について、この修正案をというたったこれだけが非常に引っ掛かるのです。

既に町長達の中で、若しくは町長の中でそういった思いがあって現計画案はもう、とにかく建てる場所だけはそこに建てるが形的なものは一切ないのだといったレベルなのかによ

って今後の我々としても考え方や対応というものが変わって来るのではないかというふうに思います。

従って、この修正案という3文字の言葉が非常に意味深な言葉です。ですからいま言うようなものが現在庁舎内で検討中なのか、それともまだ全くそんなものはないのだ、白紙の状態なのだ、今形式的に示されているものは現基本計画案の形しかないのか、そういったものについて教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在形としてあるのは現計画です。それ以外に形となってどのようなゾーニングになっているというようなものについてはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

栗田美和君。

○9番 栗田 美和君

いま田中議員の方からもあったが、非常にグレーなところがあって、今は前にもらっている1つしかないと言われているのですが、あれを見積もったら当初36億と言われたのが5億以上増高しているわけですね、予算の見積としては。だから我々が約2割ぐらい増えているわけですから、それを少なくとも36億、当初の予算以内に抑えるような努力をしなければいけないと思います。

その場合は、今の現基本計画の中でどこかを大幅に減らさないといけない、当然ながら基本設計からやり直しをしないといけないような形が出て来るわけです。我々は今そういう設計がないから分かりませんが、そうとう時間的な問題が伸びてくるのではないかと思うのですが、どうですか。今の36億がベースになるのか、当初いま増えた40億を超えた41億6,000万円という金額を最低限とするのか、私としては先程言いましたようにコンパクトにして、それ以内に、前に私は勘違いして病院の時にも言いましたが、今回は事業債、過疎債がとれない状況になっていますから、それ以上に正に今後にかけて来るわけですね、これから先の人に。そのところははっきりして欲しいのです。

36億ベースになるのか、それ以内に抑えたいのが現実的にはここまで行っているのですが、これはとてもじゃないが出来ないよということなのか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまこの基本計画どおりに進めるということになりますと、先程言いましたように41億6,000万円が事業概算のベースになります。しかし、なかなか先程も答弁をさせていただいていますように、町としては非常に財政的な負担が大きくなるということから、今回予

算を計上させていただいてこの修正について図って行きたいと、また皆さんと議論を重ねて行きたいということで今回予算を計上させていますので、ベースとしては41億6,000万がベースになりますが、議員がご指摘の通りなるべくこの予算を縮減していけるように、そしてまた、それが庁舎が使い勝手が悪くなるということがないように、住民の方達にとっても便利で使い勝手の良い、利便性の高い庁舎を作って行きたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

新谷留晴君。

○5番 新谷 留晴君

初めて質問させていただきます。

先程来から各議員から貴重な意見が出ています。今の意見は非常に納得いく意見ですが、町長が日頃から町民の意見を聞いて実行したいということを常々言われています。議員の時からもそれをずっと実行されていたと思うのですが、くらで病院にしてもそうですが、町長になられて、今まで議員で発言されて行動されて来たことと真逆の状態では進んでいるわけですが、それがいい悪いは今後の結果次第だと思うのですが、ただ一番不安に私自身が思っているのは、こういう方向で行けば右に行きます、左に行きます、一度は言われてまた逆戻りするようなことが往々にして今見受けられると思うので、これはお願いですが今後町長がこれだと決められたら、町民がそれは100%の意見がOKは出ません。民主主義ですから出ないと思うのですが、ここにスタッフが居られます非常に優秀な方々が庁舎には居られますので、まずこのスタッフの中できちっとした意見がまとまって29年度に決まったと思うのです。それを原案として進められるのですから、また修正は一部あるということは十分納得していますが、まず第1に庁舎の中できちっとした案をまとめていただいて、それから議員、それから町民というふうに意見の確認をしていただければと思います。

とにかく時間がないと思いますので、今の場所を設定されたのであれば、中央公民館の問題もありますけれども、とにかくみんなが使いやすい立派な庁舎が建つことを願います。よろしくお願いします。

○議長 星 正彦君

要望というか、そういう意見ですから答弁はいらぬですね。

○5番 新谷 留晴君

はい。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時37分

再開 14時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第44号の1件を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第44号 令和元年鞍手町一般会計補正予算(第2号)。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第44号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第44号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

本件に関連して来たるべき新庁舎建設に向け執行部の庁舎建設基本計画をはじめとする様々な方針に対し、議会としても新庁舎の整備に関し調査及び審査を実施するため、議員全員をもって構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託の上調査及び審査したいと

思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議員全員をもって構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託の上調査及び審査することに決定しました。

お諮りします。

設置されました新庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を特別委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。只今指名いたしました議員全員を新庁舎建設特別委員会の委員に選任することに決定しました。

これより、新庁舎建設特別委員会の委員長及び副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時28分

再開 14時38分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

新庁舎建設特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それではご報告いたします。

委員長に篠原哲哉議員。

副委員長に須山由紀生議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第4 閉会中の継続事件を議題とします。

新庁舎建設特別委員会委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付しましたとおり閉会中の継続事件の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第5回臨時会を閉会します。

閉会 14時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 新 谷 留 晴

議員 篠 原 哲 哉